

## 若狭町農業経営改善計画認定審査委員会設置要領

### 第1 設置

この要領は、若狭町農業経営改善計画認定要領第3の規定に基づき、若狭町農業経営改善計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### 第2 組織

- 1 審査委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。
  - (1) 若狭町農林水産課長
  - (2) 若狭町農業委員会会長
  - (3) 福井県嶺南振興局農業経営支援部技術経営支援課（普及指導員主任）
  - (4) 福井県嶺南振興局二州農林部技術経営支援課（普及指導員主任）
  - (5) 敦賀美方農業協同組合三方五湖基幹支店営農担当主任
  - (6) 若狭農業協同組合上中総合支店営農課長
  - (7) 若狭町認定農業者協議会会長
  - (8) 若狭町認定農業者協議会副会長
  - (9) その他委員長が必要と認める者（学識経験を有する者）
- 2 委員の任期は、前項に掲げる者の在職期間とする。

### 第3 役職

- 1 審査委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、若狭町農林水産課長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### 第4 会議

- 1 審査委員会は、委員長が必要に応じ適宜召集する。
- 2 審査委員会の議長は、委員長が兼務する。

### 第5 審査事項等

- 1 審査委員会は、次に掲げる事項を協議及び審査する。
  - (1) 農業経営改善計画の認定等に関する事。
  - (2) その他農業経営改善計画の認定等に当たり必要な事項に関する事。
- 2 審査委員会において、審査事項等を協議及び審査したときは、速やかに町長へ報告するものとする。

## 第6 是正指導

審査委員会は、第5の1の協議及び審査に当たり、特に必要があると認めるときは、是正の措置を講ずるよう指導することができる。

## 第7 事務局

審査委員会の事務局は、若狭町農林水産課に置く。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会で協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成22年7月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成23年3月17日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年5月29日から施行する。